

いずみ

練馬西法人会
新会員募集

《問い合わせ》
事務局 TEL03-3923-7272

2018

秋

Autumn

vol.112

特集

座談会

山下昭博 税務署長

高橋利充 会長

荒井秋海 広報委員長

関町病院 (理学療法士)
平塚 佳世さん

C O N T E N T S

- | | | | |
|--------------|----|--------------------------------|----|
| ■ 座談会 | 2 | ■ 支部・部会・委員会活動報告 | 12 |
| ■ 税務署からのお知らせ | 5 | ■ 税理士会ニュース、東京商工会議所
つづやきコーナー | 14 |
| ■ 税制改正要望事項 | 6 | ■ お知らせ、編集後記 | 15 |
| ■ 社長さんこんにちは | 8 | ■ 故事名言、小冊子プレゼント、表紙の人 | 16 |
| ■ 税の漫画講座 | 10 | | |

練馬西税務署にて座談会 2018.8.31 (Fri)



練馬西税務署にて、山下署長との座談会を行いました。

荒井広報委員長 本日はお忙しい中、貴重なお時間をありがとうございます。練馬西税務署と法人会に共通した質問になりますが、組織としてのようにお考えでしょうか。また、取り組み等について山下署長からお伺いいたします。

山下署長 税務署という組織においては、職員ひとりひとりが力を合わせて仕事に取り組み、チームワークを大切にすること、個人の能力を最大限に発揮できる環境が大切だと考えております。一方、税金に関する仕事が税務署の職員だけで全て完結するというものではありません。

税務署は、国民の皆様から税金をお預かりしたり、申告を受け付けたりしている組織ですから、国民の方々に良くご理解いただいている存在するものだと思います。そういった意味で法人会をはじめ、関係団体の方々にご支援いただく中で、練馬西税務署管内の皆様は税金についてのご理解が浸透し、税務署を身近なものとして捉えていただけるようにと考えております。

高橋会長 練馬西法人会は練馬法人会から分離独立してから再来年で三十年になります。その間、公益社団法人になり、法人会の在り方に多数の変

化がありました。その一つに公益社団法人としてのガバナンス強化が挙げられます。四十八名の理事と三名の監事が理事の責任において理事会で審議していただき、その合意の基に進めていくという「会本来の基本」を大事にし、決まり事を幅広く情報誌「いずみ」やホームページで告知いたします。更に法人会という組織を理解した上で活動し、チームワークやコミュニケーションが重要だと思えます。法人会の取組としては、日本や練馬区の経済事情等を色々な形でお知らせし、東京商工会議所や練馬産業連合会とは立ち位置が違ったサポーターができればと考えています。法人会は町内会の役割も担っていると思えます。特に練馬西法人会は中小企業というよりも零細企業の集まりです。今後は法人会の六つの委員会で検討すると共に、支部内で便宜を図り、情報交換をすることにより、縦の関係と横の関係を連動させることが必要です。それが、法人会のメリットであり強みになると思っています。

山下署長 国税というのは大きな組織ではありませんが、税務署単位では、各地域にある団体のひとつだと思えます。その地域に密着し信頼されることで、税金が身近になり、理解が進みます。そこから納税意識や自発的な適正申告にもつながるものと思っています。また、納めていただく税金は、その地域に限らず社会全体に大きな貢献をいただくという結果につながります。大きく納税できたということを誇りに思っていただけならいいですね。

高橋会長 納税出来るという事は、それだけ儲けさせていたいただいているという証でもあり、儲けさせていたいただいた以上に税金がかからない事は無いですから。

山下署長 高橋会長が言われるように、事業活動

向かうべき方向が異なると個人個人がいくら頑張ってもお互い引つ張り合って前に進まない：といった話にもなりかねません。リーダーは皆と気持ちと同じにして進んでいくためには、引つ張ったりまとめたりする、役割なのかもしれないですね。

高橋会長 それは組織内部の部門間でも同じ事ですよ。その部門だけが良ければ良いという物ではない。その部門が良くなるためには、他のセクションの力も借りなきゃいけないでしょうし、それから成功体験を共有することによつても組織そのものが大きくなる事もあると言えらると思えます。

山下署長 組織の話やチームワークの話を具体的にどういうことが求められているのかを伝えるときには、私は自分が好きなサッカーを引き合いに出して話をしています。例えば、今年、ワールドカップの日本代表の監督が交替した際には、報道にあるように選手とのコミュニケーション不足だったとありました。コミュニケーションが不足しているということは、組織として同じ方向に向かうことができなかったのかとイメージが沸きやすい気がします。一方、一つの目標に向かつてうまくままとった時には、想像以上の力を発揮できる。その結果として、日本代表は決勝トーナメントに進めたと思っています。このように組織論を語り合うには、サッカーはわかりやすいですね。スポーツ論で言うと、野球型なのかサッカー型なのかとよく比較されますが、野球は監督の判断でバントをしたり盗塁のサインを送ったり：試合中でもある程度は監督が細かく指示できます。ところがサッカーは、ピッチに送り出すと十一人が個々に走り回る。税務署もそれと同じで、仕事では署長がどんなに口うるさく言ったところで現場には届きません。各々の現場で個人がしっかりとやって、きちんと考えて判断することを大切にしたいなと

がうまくいかなければ、納めるべき税金もありません。残った利益の中から社会全体に還元していただくことで社会が成り立ち、ひいては企業が成り立っているというプラス思考で考えていただけたらと思います。

荒井広報委員長 次に、チームリーダーとしての組織の強化の観点からお願いいたします。

山下署長 職員全員がメンバーと考えると、署長はそのチームのリーダーとなります。リーダーとしては、メンバーから信頼・信用される中で同じ目標に向かって組織を引っ張っているかなければなりません。いくらリーダーが手を引いても、職員がついてこなかったり、目標が乖離していると、組織は全然機能しません。まずは、我々の職場として、どこに向かうのかという方向性を明示し、同じ気持ちで一緒に動くことが一番大事だと思います。

高橋会長 私もチームワークをいかに取れるかというのがリーダーとしてのひとつの要素だと思っています。理事の方々がどれだけ認識して共有意識を持って物事を進めていくかという事は、チームワークの要だと思いますし、それをやるのがリーダーとしての役目と思っています。リーダー一人がどんなに頑張っても、その一人の力で出来る事というのはたかが知れています。お酒を飲みながらざくばらんに話したら、『あ、そうだよ』みたいな、新しいアイデアが出る。私はそのアイデアをいかに実現化するかというところがリーダーとしての「気づき」があり、常に「どうしたらよいかという思い」を持って、組織の黒子となって働くのがリーダーなのかなと、最近思っています。

山下署長 組織の向かうべき方向と言うのは、職員全体のコンセンサスを得る必要があります。

いてもらいたい事、そういった共有認識や情報をどう伝えるかといった様な事を達成しないとイケないと思っています。

山下署長 税務署の職員も、税務職員がどうあるべきかといったようなこと、国民の中でどういう見られ方をしているのか、これは人間論も含まれていますが、税務職員たる立ち位置のようなものを若い頃からしっかりと自分でわかっている必要があると思えます。単に事務をこなすだけの税務職員では信頼につながらないと思っておりますし、人材育成の面においても大事であると思っております。

高橋会長 それは生き甲斐にも繋がりますよね。

山下署長 知識も経験の少ない若手職員にとつて、何が一番大事かといえば、「意欲」だと思えます。取り組む気持ちがあれば、必ず成長につながり、自己研鑽を含めてしっかりと前に進むことができると思います。そして、経験を重ねられるような人を作っていくかという点も思っています。五年・十年と経つたときに、知識や経験がしっかりと積みあがっていれば、より信頼される職員になると思えます。

荒井広報委員長 今はスマホなどの普及により、マンションの一式の机一つで商売ができることも可能になりました。若い人達にはそれが普通なのでしようが、どういう目的を持って事業をするのか考えさせられます。

山下署長 世の中には、お店があつて外から見える形だけの商売だけではなく、色々な事業形態がありますので、外からは見えにくい無店舗の事業も少なくないですね。しかし、同じ社会を通じて事業をしているという点では変わりはありません。社会との関わり合いを切り離しては利益も出ないと思えます。その中で、そのような方々が法人会の活動にどのように関わっていただけるのかという点は、非常に大事だと思います。企業は法人会への参加を通じて税務に對



山下署長 最近の税務署の職員構成を見ると、経験のある中堅層が薄くなっている状態です。若手が増えてきてくれているもの、その若手にも中堅くらいまでの仕事を求めざるを得ないような状況もあります。そこで、現在は若手を中心とした経験の浅い職員の人材育成が非常に大事な課題でもありますし、かなり力を入れているところです。

高橋会長 法人会の役員も会員も、法人会というのはどういう組織であるかを十分に理解していない。自分の事が解っていないのに会に勧誘するというのが変な話ですよ。理事の人達が知らなければいけない事、会員の方には知って

税務署でIDとパスワードを取得して いつでもどこでも スマホで申告



「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、IDとパスワードがあれば、e-TAXで送信(提出)できます。

平成 31年(2019年)1月以降、申告書を e-Tax(国税電子申告・納税システム)で送信(提出)するためには、マイナンバーカードとICカードリーダライタを使用するマイナンバーカード方式と、ID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)があれば利用できるID・パスワード方式があります。

なお、ID・パスワード方式は、スマートフォンでも利用できます。

する理解をいただくとともに、税金に対するご意見もいただきたいと思えます。
高橋会長 法人会の青年部会では小学生を対象に租税教室をやっています。我々の時代と違って今の子供達は、税に対する意識というのを本当にきちっと持っており頼もしく思っています。そういう子供達を見ていると、我々の今の日本が申告納税制度に支えられているという事を再認識させられます。税に対するPRというのは、色々な角度から行っていかなければいけないと思えますね。
山下署長 先日実施された法人会の公益事業委員会主催の税金×クイズは、小学生の多くの皆さんが参加されていました。しかも、低学年の児童の皆さんもある程度税について理解してもらっているようでした。このような草の根的な活動は、集まってくれた小学生に対してだけではなく、地域での税金に対する意識を高めていただいていることはありがたい活動だと思います。
荒井広報委員長 それでは七月に着任して「練馬」についてどんな印象をお持ちですか？
山下署長 練馬区は、閑静な住宅街、そして緑の多い、ベッドタウンのかなという印象を持っていました。ここに来て新たに感じたことは、比較的若いファミリー層がベビーカーを押しながら歩いている方が多く、何か活力のある地域だなという点です。そしてもう一つ、練馬区自体がアニメの町だというのは聞いておりましたが、大泉学園駅のアニメ関係のモニュメントを実際に目にするのと、アニメ世代の私からしたら妙に懐かしさを感じると同時に、楽しく明るい地域という印象を受けました。
高橋会長 練馬の法人会は会員の固定と言う部分については、古くからの経営者が多いのかなと思えます。個人の感覚では、経済についてこれからどういふ経済産業を伸ばしていくのかという目標が、まだ発展途上なのかなという様に思えます。アニメの区というのであれば、どう

ら、より良き税務行政のために役立てていきたいと思っています。
荒井広報委員長 最後に、高橋会長に支部を強化するための取り組み方を伺います。
高橋会長 昨年、私の会長方針として三つ出しています。その一つが顔の見える法人会。二つ目は広報力の強化、三つ目は部門間の連携。今年新たに支部の強化を付け加えました。この支部の強化の基となるのは「顔の見える法人会」という部分で、法人会は、会員として活動しなければ殆どメリットはありません。例えば支部活動に参加する。或いは本部の事業に参加する事によって、「ああ良かったね」という話が出て来る。全く活動しない或いは申込書だけ書いた



いた未来像を作っていくのか。そういう意味では練馬区というのはまだまだ伸びしろのある地域だと思えます。法人会としても今ここで、将来像を考えて方向性を策定しないといけないと思えます。
荒井広報委員長 署長から練馬西法人会に期待する事はありますか？
山下署長 この地域での税金に対する理解が進むように、今後ともご支援をいただき、納税の義務という、同じ方向に向かってともに進めるようにと願っております。そしてもう一つは、練馬西税務署が信頼されるためにも、税務行政に対するご意見やご批判を聞かせていただきながら、

「名簿には載っているけれど社長さんの顔が全然見えないね」というのは止めましょう。最小限、支部に行けば誰か知っている人がいる様な会にする事で、支部を強化したい。というのは、練馬西法人会は七つの支部がありますが、この地域の特徴はみんな違うのですよ。各支部のキャラクターをもっと大事にして、支部としての結束力を上げてもらいたい。それが練馬西法人会のトータルとしての力になると思っておりますので、支部の強化というのは、会の底上げのためには一番大事な事と思っています。
山下署長 各支部が特色を活かして活性化すると会員の方々も参加しやすくなるでしょうし、法人会の活動に参加する事自体がメリットだと言う事も充分感じていただけたらと思います。多くの会員さんを巻き込んでいただければ、また新しい会員さんも含めて更に大きくなっていく事だと思います。
高橋会長 私は会長をやらせていただいていることは「周りのスタッフに恵まれているな」と改めて思っています。スタッフの方がやっていただいた実績というのが自分自身の目標達成にも繋がってくるわけですから、その事は忘れてはいけないと思います。
山下署長 税務職員もひとりひとりが調査や徴収の仕事に適正かつ公平に行わないと信頼を失ってしまいます。納税者の皆様にそういう姿勢を見ていただく事で、どの納税者に対してもちゃんとやっていくという「信頼性」の一つ一つが納税者の皆様に評価されて、税務署に対する信用・信頼に繋がっていくと思えます。
高橋会長 本日にその通りだと思えますね。そういった意味では、税務署に親しみを持ってもらうためのパイプ役も我々がしていかなければならないと思えます。今後とも法人会と税務署と共に協力していきたいと思っています。

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」まとまる

財政健全化目標の早期達成と、中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。
全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。
さらに、全国41都道府県連および440単体会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2

019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組み必要がある。
○財政健全化は国家的課題であり、歳入、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行かなくなる。とりわけ、急

減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。このため、国際競争力強化などの観点から、一般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。
(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
・事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
(2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以

難な場合は、適用期限を延長する。
①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

III 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。
○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化につながる。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方

増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。
○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず魄より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならぬ。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。
○軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育などで

は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度〜32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhokai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

企業訪問

社長さん
こんにちは

小料理石井



店主
石井 公平

東大泉 5-36-14
電話 03-4284-1430

練馬の野菜で和食を

当店は、大泉学園駅南口徒歩五分の線路沿いで、二〇一五年九月にオープンした和食店です。

「築地田村」田村隆氏とご縁があり「和食の世界に入り、後に赤坂などでカウンター仕事や味付けなどの修行を積みました。

また、これと並行して地元である大泉で体験農園を十五年前から体験。練馬野菜の魅力に惚れ、この地で開業する事を決意しました。野菜は年間を通して



練馬野菜の魅力が味わえます

第2支部
株式会社現代カラオケルーム・パール
代表取締役
増淵 一弘

上石神井 4-1-5
電話 03-6279-7224

練馬で育ったカラオケルーム

平成四年にカラオケルーム・パールを先代の代表が個人事業として中村橋で開業、自身は現在では大手カラオケチェーン店、一号店の店長を勤めたのち当時カラオケ業界初のビル一棟を使った大型店の店長を勤めさせて頂きました。

平成六年九月ル・パール上石神井店開業をきっかけに株式会社現代を設立、その際に入社し平成十三年に二代目代表取締役に就任させて頂きました。その後、ル・パール練馬店を出店現在三店舗を運営しております。

二十六年間練馬区で営業させて頂いて開業当時、学生さんだった方が今ではお子様を連れてファミリーで来店いただけたり、学生時代の同窓会で懐かしくなり、当時の仲間でご来店いただいたり、法人会で知り合った社長さんが学生時代よく行ったよと言いながら今でもご利用頂いたり、大手カラオケチェーン店が増えるなか練馬のカラオケは



上石神井駅そばのカラオケルーム ル・パール

練馬産を中心に、魚は自ら築地に仕入れに行き食材を調達し、和食の基本である「かつおだし汁」を削りたての鰹節を用いて丁寧に料理を造っております。
年間を通して日本の四季に寄り添いながら旬のものを中心に、ランチタイムは四種類の弁当形式のものから、ディナータイムはお任せコースで提供しております。
最近ではマルシェへの出店や、料理教室、おせちの販売なども行っております。特にマルシェでは、多くの方々にご来店いただき色々な刺激を受け、練馬野菜の魅力により多くの方々を知っていただけたいと思っております。
今後は更に「練馬野菜の魅力」を広げ、大泉のすばらしさ、練馬のすばらしさを発信し続けられたらと思っております。
是非、会社での会食や、ご家族での記念日など、いろいろな用途にご利用・ご用命ください。

第1支部
有限会社 吉沼建商
代表取締役
吉沼 英之

東大泉 6-18-1
電話 03-3922-5700

困った時に頼りになりたい！

幼少期より慣れ親しんだ大泉学園に金属建具工事の事務所を構えたのは平成十三年秋。以降、鋼製建具や金属工事を中心に業績を伸ばし、現在は大手ゼネコンより公共

ル・パールでしようと言ってくくださる地元のお客様、地元の方々に支えていただき、可愛がっていただき本当にありがとうございます。また私共はカラオケルームの運営以外に特殊な洗剤を使用した除菌洗浄サービス【エムズライフ】も営んでいます。日帰り温泉施設やテニスパーク、大手飲食チェーンでも使用されている洗浄方法でシッカリとした除菌データーもあり人体や植物にも害がないものです。もともとこの洗浄業を取り入れたのはカラオケの室内から店内一式をこの方法で洗浄する事により清潔で皆様に安心してご利用いただけるかと考え取り入れました。これ以外にもお客様の入れ替える際にも特殊な水を使い除菌、消臭を行っています。これからも小さなお子様からシルバー層の方まで地元の方々が安心して「ル・パールは楽しい」と言っていたいただける空間を提供できるように取り組んでまいりますので宜しくお願いたします。

第2支部
医療法人社団新生会
メディケアクリニックス石神井公園
理事長
長濱 久美

石神井町 2-8-21
電話 03-6913-2278

地域の方々に寄り添う医療を目指して

当院が石神井公園に開業して約四年がたちました。練馬区は、高齢者が二十三区内でも多いにもかかわらず、病床数が少なく、



台風で飛んだナミイタを補修

住宅や教育機関等の大規模修繕工事を請け負うまでになりました。
何百世帯もある集合住宅の修繕工事を手がける一方で、弊社が大切にしていることは一人一人の施主様のニーズにもきめ細やかに対応するということです。
「網戸一枚を貼り替えてほしい」「玄関ドアが古くなったので取り替えたい」というお声にも素早くお応えできるように心がけています。

例年になく台風が多かった平成最後の夏。くしくもこの原稿を書いている今も、台風二十五号が発生し、日本列島を横断しようとしています。台風による大雨や強風は、ここ東京においても、想像以上の被害を住まいにもたらしました。

弊社にも雨漏りや屋根波板、ガラス窓の損傷、建具の不具合などの修繕のご依頼が多数ありました。いつ起こるかもしれない災害に備えるのはもちろんですが、万が一お住まいが被害にあわれた場合に、吉沼建商なら気軽に問い合わせや相談ができること頼りにしていただけたいと思っております。
練馬西法人会とご縁がありました事で、地域や人のつながりをさらに強めていき、これからも一層サービス向上に努めてまいりますので今後ともどうぞよろしくお願いたします。

入院することが非常に難しい地域であります。そのため在宅医療を地域の診療所として担っていく必要性が高いと感じております。
当院は、かかりつけ医として外来を行うほか、数名の医師とともに在宅医療にも力を入れております。在宅医療支援診療所として二十四時間三六五日、ご自宅で安心して療養生活を送っていただけるよう、訪問看護、ケアマネジャー、訪問調剤、歯科医師、訪問介護などをはじめとする様々な職種と連携しながら訪問診療を行っております。また、私が女性ということもあり、医師、看護師はすべて女性で構成させて頂いております。女性ならではのきめ細やかな対応をできるように努力してまいります。



地域の方々に寄り添う医療を目指します

また、お体が思うように動かなくなってきた際、どのようにお過ごしになりたいか、元気なうちから考えていく必要があります。そのため意思決定支援であるアドバンス・ケア・プランニングにも当院は積極的に地域の方々と取り組んでいく予定です。皆様が「自分らしく」住み慣れたご自宅で快適にお過ごしいただけるお手伝いを微力ながらできるような日々精進してまいりますので、何卒宜しくお願いたします。

医療費を支払ったとき

医療費控除(通常の医療費控除) 医療費を支払うと税金が戻ってくると聞いたのですが…

多額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

- あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。
- 1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。
- 通常の医療費控除の適用を受けることを選択した方は、セルフメディケーション税制*を受けることはできません。

*：特定の医薬品を購入したときは、確定申告を行うことで所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

《医療費控除額の計算方法》

$$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補填される金額} - \text{10万円又は所得金額の5\% (どちらか少ない額)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

注：医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

医療費控除の対象となる医療費

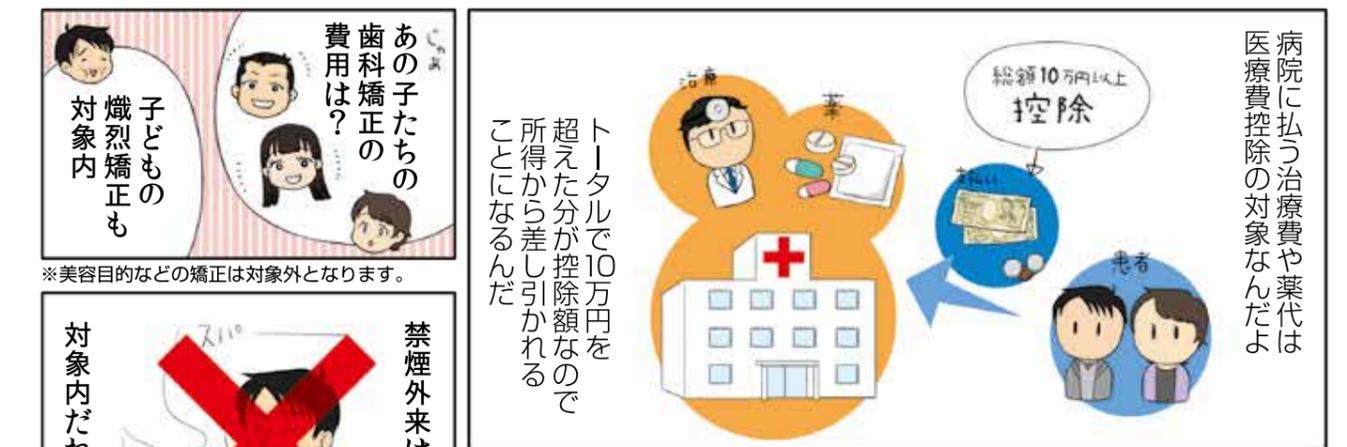
病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
<ul style="list-style-type: none"> ●医師、歯科医師による診療や治療の対価 ●治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ●助産師による分べんの介助の対価 ●医師等による一定の特定保健指導の対価 ●介護福祉士等による喀痰吸引等の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ・通院費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医師等の送迎費 ・医療器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえ、義歯や補聴器等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用等に当たるもの ・6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用証明書」)のあるもの ●介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ●健康診断の費用 ●タクシー代(電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。) ●自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ●治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡等の購入の費用
<ul style="list-style-type: none"> ●保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●親族に支払う療養上の世話の対価
<ul style="list-style-type: none"> ●治療や療養に必要な医薬品の購入の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ●医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用 	<ul style="list-style-type: none"> ●疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入の費用(疾病を予防するための予防接種の費用を含みます。)
<ul style="list-style-type: none"> ●病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ●病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用 	<ul style="list-style-type: none"> ●親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

国税庁「暮らしの税情報」参照 詳しくは、国税庁ホームページ www.nta.go.jp

高橋家の暮らしと税

その3 医療費を支払ったとき



支部・部会・委員会 活動報告

2018.8.23 ~ 2018.10.26



AED 操作講義風景

女性部会 秋季研修会

日時 30年10月17日(水)
場所 勤労福祉会館
人数 37名



金山部会長の挨拶

役員合同研修会

日時 30年9月28日(金)
場所 勤労福祉会館
人数 48名



山下昭博署長の挨拶



横浜中華街

5支部 バス研修会

日時 30年9月12日(水)
場所 横浜中華街・麒麟ビール
横浜工場・カップヌードルミュージアム
人数 35名



麒麟ビール横浜工場



高尾山にて集合写真

4支部 バス研修会

日時 30年10月18日(木)
場所 高尾山散策とうかい鳥山
人数 26名



うかい鳥山にて



力士の迫力に感動

1支部 バス研修会 (全日本力士選手権大会)

日時 30年10月1日(月)
場所 両国国技館
人数 46名



参加した皆さん



講師税理士 久留宮教志

6支部 税務研修会

日時 30年9月14日(金)
場所 西武信用金庫大泉支店
2階会議室
人数 45名



山崎支部長の挨拶



練馬西税務署法人課税
第1部門国税調査官 今川さち子様

税制・源泉合同研修会

日時 30年8月23日(木)
場所 勤労福祉会館
人数 45名



がんこ社労士事務所社労士 小林元子先生

青年部会 定例会

日時 30年10月23日(火)
場所 勤労福祉会館
人数 36名



前川練馬区長との懇談会



立川志獅丸さんの落語

3支部 税務研修会

日時 30年10月2日(火)
場所 きらぼし銀行上石神井北支店
人数 47名



お手伝い頂いた皆さん



熱心に講義を受ける皆さん

健康セミナー

日時 30年9月19日(水)
場所 練馬西法人会事務局
会議室
人数 22名



講師 管理栄養士・健康運動指導士 小林真理子



税金〇×クイズ風景

税金〇×クイズ・ 映画鑑賞会

日時 30年8月25日(土)
場所 石神井公園区民交流センター
人数 223名



イータ君とマイナちゃん



こころ亭久茶の高座の様子

税務合同研修会

日時 30年10月26日(金)
場所 大泉学園ゆめりあホール
人数 119名



柄川副署長の挨拶



表彰式会場風景

第7回地域交流 チャリティゴルフ大会

日時 30年10月5日(金)
場所 美里ロイヤルゴルフクラブ
人数 153名



入賞された方々が壇上に集結

東法連青連協第4ブロック チャリティゴルフ大会

日時 30年9月19日(水)
場所 東松山カントリークラブ
人数 12名



5連覇達成!個人・団体優勝メンバー



小松青年部会長

青年部会 税務研修会

日時 30年9月7日(金)
場所 OZパンケットホール
人数 40名



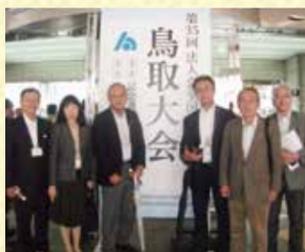
村上第一統括官の講演

東法連青連協交流 ゴルフコンペ

日時 30年10月26日(金)
場所 高坂カントリークラブ
人数 142名(当会からは7名参加)



団体戦3位の青年部のメンバー



大会会場にて

第35回 法人会全国大会

日時 30年10月11日(木)
場所 鳥取県鳥取市とりぎん文化会館
人数 6名



参加した正・副会長



研修会風景

源泉部会 研修会

日時 30年9月27日(木)
場所 税務署2階会議室
人数 15名



柄川副署長の挨拶

公益事業委員会 駅前清掃

日時 30年9月8日(土)
場所 石神井公園・上石神井・
大泉学園・武蔵関の4駅前



駅前清掃に参加した96名の皆さん

お知らせ

新年賀詞交歓会のご案内

日時 平成三十一年一月二十二日(火)
午後五時から七時三十分まで
受付 午後四時より
場所 ホテルカデンツア光が丘
地下二階「ラ・ロース」
練馬区高松五十八
TEL 五三七二一四四二一
会費 一〇,〇〇〇円

決算法人説明会

平成三十一年一月二十三日(水)
平成三十一年三月下旬予定
時間 十三時三十分～十六時
会場 練馬西税務署二階大会議室

新設法人説明会

平成三十一年二月二十日(水)
時間 十三時三十分～十六時
会場 練馬西法人会事務局会議室

チャリティーゴルフ募金

十月五日(金)に行われた、地域交流チャリティーゴルフ大会にて集まった募金を十月二十四日(水)前川練馬区長に「北海道胆振東部地震災害被災者」宛に義援金二十七万九千二百三十一円を寄付させて頂きました。



募金を前川練馬区長へ贈呈

税理士会ニュース

今回は、年末調整について説明したいと思います。
平成二十九年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されました。この見直しに伴い、平成三十年分以降、次の様式が変更されています。
① 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
② 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
③ 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
④ 給与所得者の保険料控除申告書
⑤ 給与所得者の配偶者控除等申告書
⑥ 給与所得 退職所得に対する源泉徴収簿
昨年と主に異なる点は、昨年までは「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」(保・配特)が右記の④と⑤に分かれることでした。今までは給与の支払いを受ける者に書類を二枚お渡ししていたと思いますが今年からは二枚になります。
給与所得者の合計所得金額が一、〇〇〇万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができなくなりますのでお気を付けてください。
経営者の方々が意外と見落とされているのは勤労学生控除です。勤労学生控除とは、納税者が所得税法上の勤労学生に当てはまる場合に受けられる所得控除です。勤労学生とは、勤労に基づいて得た給与所得等を有する人のうち、合計所得金額が六十五万円以下で、給与所得等以外の所得の金額が十万円以下の学生・生徒・児童等に該当する人です。身分証明書の添付が必要ですので申告書に添付してください。



渡辺浩章 広報部長

マル経融資のご案内 ～小規模事業者経営改善資金～

融資限度額 **2,000万円**

返済期間 **運転資金 7年以内
設備資金 10年以内**

利率 **1.11%**

(平成30年10月11日現在)

- ※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給 40%
- ※利用できる方: 従業員 20名以下 (商業・サービス業 5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。(会員・非会員の方、問わず利用できます)



法律相談 毎月第1金曜日 午後1時～4時(30分単位)

相談員:弁護士



税務相談 1月～3月 毎週火曜日/4月～12月 毎月第2火曜日 午後1時～4時(30分単位) 相談員:税理士

●問い合わせ先 東京商工会議所練馬支部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階 区民・産業プラザ内 電話 3994-6521 FAX 3994-6589

公益事業委員会から 使用済みインクカートリッジと切手収集のお願い

公益事業委員会が実施しているジョイセフへの使用済み切手の寄付ですが、メール便でのやり取りが増えたことに伴い、切手の収集が難しくなっております。

そこで「**インクカートリッジの収集**」も行うこととなりました。使用済みのインクカートリッジも、切手同様発展途上国の人々の医療の為に役立てられます。

ぜひ、捨てずに支部役員あるいは事務局にお届けください。

- 以下の点にご注意ください
- 1.各メーカーの家庭用のプリンターに使われている使用済みのインクカートリッジが対象です。

※業務用のインクカートリッジは対象外です。

- 2.カートリッジの中にインクが残っている場合は、インクが漏れないようにビニール袋に入れてお届けください。

誰でも簡単に出来る
ボランティアです。



使用済み切手
消印は切らずにお持ちください。



使用済みインク
カートリッジ

締切り 平成31年2月末日まで

編集後記

月めくりカレンダーの残りが少なくなり、年ごとに月日の経つ早さが加速する年齢になったと苦笑しています。
来年の事を言うのが鬼が笑うと申しますが、来年の今頃は消費税が十パーセントになっているのですから、来年の事を言うのが鬼も泣くかもしれません。
今回の消費税が今までと大きく違うのは「軽減税率」であり、他にも増税後の景気対策として、カード決済のポイント還元制など、政府は消費税の増税とともにキャッシュレス経済もお考えの様で、実行されるまでは何かと混乱が続きそうです。
それら判りづらい事を漫画にして説明するなど、少しでも読みやすい工夫をしています。いかがでしょうか。
「いずみ」は法人会を映す鏡であり、それは会員の皆様を映す鏡で有りたいと編集に研鑽を重ねておりますが、もつと皆様に寄り添った内容にしたいと思っておりますので、ご意見などをファックスやメールで事務局にお送り頂ければ幸いです。
また「いずみ」では活動報告などは、インスタグラム風に写真と簡単な説明を掲載させて頂いておりますので、詳しい説明などはホームページに掲載しておりますので、いずみと併せてご覧頂ければと思っております。
広報副委員長 磯部 翔太郎

第 112 号

発行日 平成30年11月20日

発行所 公益社団法人
練馬西法人会
東京都練馬区東大泉6-47-15

電話 03(3923)7272
FAX 03(3923)7285
eメール nerimani@a1.mbn.or.jp
http://www.nerimanishi-houjinkai.or.jp

発行責任者 高橋 利充
編集責任者 荒井 秋海



本誌は、環境にやさしい再生紙・大豆油インクを使用しております。

つぶやき

仲間と酒を酌み交わしたい

法人会に入って思うことは、近所の会社との縁が薄かった私が法人会で新たな知人を得て、会合に出席することが楽しく、その後にお仲間と交わすお酒は美味しく忘れられません。殊に亡くなった竹之内さん、小西さんには楽しいお酒の飲み方を教わったようで、今でも懐かしく思い出します。
懐かしい思い出としては、四十年くらい前に今のシルバー館にて櫻井冷熱株式会社を経営しているときに、松下電器より大阪のホテルにご招待を受けたことがありました。その際、松下幸之助さんは誰からも見えないところから丁寧に頭を下げて、舞台上に上がったからも丁寧な言葉を掛けて日頃の感謝を述べられた。その際に話された中に「納税は企業の健全経営に結び付く」という言葉が非常に印象深く、今でもその教えを守り細々と黒字化に努めております。
またある時、松下グループと取引先との懇親会の席では、専務や常務取締役とお酒を飲み交わすのですが、個人商店の親父さんみたいな方々で招待されたお客様が帰るまで共にし、帰る時はお迎えすると同じ様に社員全員でお見送りをされました。
商売の神様の腰の低さに「育つほどに頭を垂れる稲穂かな」という心境を実感いたしました。
私は櫻井冷熱を辞めて「老人ホーム」として「シルバー館」の運営を始めて二十年になります。
最近の悩み事はヘルパーの確保が困難で、老人ホームの六十八%が赤字経営の時代に老人ホームの参入が増えている現状です。しかしながら、高齢化社会を支える若者たちが満足な生活ができないが故に結婚もできないという。これでは益々少子化が進む。若者たちに「創造できる未来」をつくるのが、私たち年寄りの使命だと思いますが、コッソリと楽しみを持つことが大事と、趣味の「絵」に生きがいを感じている今日この頃です。また、お仲間と酒を酌み交わしながら笑顔で過ごしたいと思っております。
櫻井 守人(石神井台)

故事名言

【寧ろ鶏口となるも牛後となる勿れ】
むし けいこう ぎゅうご なが

鶏の頭は小さいが尊く、牛の尻は大きいが賤しいものだから、鶏の頭になつても牛の尻にはなるなどいうことで、小さい団体の頭になつても大きな団体で人の尻についているようなものにはなるなという意。

史記によると、戦国時代の中ごろのこと蘇秦は燕、齊、趙、韓、魏、楚の六ヶ国に手を握り合つて秦に対すべきたと説いて歩いた。これが所謂、合従の策である。(よく言われる合従連携)

利害相反する六国を結ばせるのは容易ではなかつたが、蘇秦はまず燕王を説き伏せ、次に趙王を仲間に入れ、それから韓を訪れて宣恵王に会つて説いた。この時引用したのが、この諺で、秦に仕えることは牛後になることであるといい、大王の為にそれを惜しむと大いにアジつた。韓が合従に加わつたことはいうまでもない。

二月の平昌オリンピックでは、「下町ボブスレー」が隠れた話題になった。大田区の町工場の異業種が集まり、ジャマイカと四年にわたり開発をしてきたが、土壇場で「下町ボブスレー」では実績がないとのことで、オリンピック参加が叶わなかつた。しかし、挑戦し続ける「プライド」というのは大事だと思う。

ここ最近、我が法人会においては廃業や休業が多くなつた。後継者不足と景気不安による事業承継ができないうことだろうか？

自分の事業を継いでもらいたい息子は、大手で働いている。「寧ろ鶏口となるも牛後となる勿れ」と論じて、数人の従業員を抱える自分の会社のために戻つてきて欲しいと願う。そのためには、もう少し道筋を整える必要があるのだろうか？

広報委員長 荒井秋海

練馬西法人会から 冊子プレゼント

先着50名様



インプラントでかかる費用は？
出産の費用は？
薬局で買った風邪薬は？
など、知らないともったいない
お得な情報が満載！

本冊子は…
「医療費控除をするとどのくらい得をするのか？」「申告の方法」「医療費控除の対象になるもの・ならないもの」などについて解説し、初めて申告する方にも医療費控除の内容をわかりやすく解説しています。

お申し込み 練馬西法人会事務局

土・日・祝日を除く午前9時～午後5時まで、FAXまたは電話にてお申し込みください。
その際、(1)申込者名(法人の場合は社名とご担当者名)(2)連絡先 TEL・FAX (3)小冊子郵送先住所をお知らせください。

TEL:03-3923-7272 FAX:03-3923-7285

※本の引渡しはメール便にて対応させていただきます。

●表紙の人

医療法人社団 遼山会 関町病院

理学療法士 主任補佐 平塚佳世さん

Q 毎日の業務の中で手応えややりがいを感じる瞬間は
A 日頃は、入院された方や在宅でのリハビリのお手伝いをしています。最初は痛みが強くてなかなか思うように動けなかつたり歩けなかつたりしていた方々が、リハビリをする事によって少しずつ症状も改善されていって、どんどん気持ち前向きになっていられる姿に、とてもこの仕事のやりがいを感じます。

Q どのような気持ちを持って取り組んでいるか
A 怪我や病気を抱えて日々のリハビリをされている方々は、基本的に不安な気持ちを持っていらっしゃる事が多いので、気持ちの部分で共感しながら、寄り添いながら、今出来る必要な運動や動作の練習のお手伝いをしています。不安な気持ちから少しでも前向きな気持ちになっていただけるように心掛けて、患者の皆さんが、本来の生活に戻っていける手助けが出来ればと思っています。

Q この職種の特長は

A 患者さんの生活に寄り添える職種だと思っています。『動作をする』という事は、生活に直結する根本の部分です。リハビリを通して、より生き生きとされて、今迄の生活を取り戻していかれる方も多いです。

Q お仕事を離れた所でのリラックス方法は

A 子供が一歳半なので、休みの日はずっと一緒にいます。子育てには時間もおかかるので大変な事も多いですが、子供と接している時は癒されているので、そこが息抜きというか生きがいですね。

